

# 〈ファーストバンク〉アンサー(資金移動・通知・照会)サービス利用規定

株式会社 富山第一銀行

## 1. (サービスの内容)

ファーストバンク・アンサーサービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人(以下、「依頼人」といいます。)自らが占有・管理するパソコン、ホームユース端末、FAX、電話等の各種通信端末(以下、「使用端末機」といいます。)を使用してあらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座(以下、「指定口座」といいます。)からの資金移動取引および指定口座の取引内容等の照会・通知を行うサービスをいいます。

なお、本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。

## 2. (資金移動サービス)

(1)資金移動取引は、使用端末によって、依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)から振込資金または振替資金(以下、「振込・振替資金」といいます。)を引落しのうえ、依頼人が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下、「入金指定口座」といいます。)あてに振込または振替の処理を行う取引を依頼する場合に利用できるものとします。

ただし、FAX、電話をご利用の場合、入金指定口座は当行本支店に限ります。

(2)前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ依頼人が届出る方式により行うものとします。

(3)第1項の振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。

①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合には、「振込」として取扱います。

②支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

## 3. (振込・振替取引の依頼)

(1)資金移動サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額(以下、「振込・振替金額」といいます。)は、あらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。ただし、指定されない場合は当行所定の金額の範囲内とします。

(2)資金移動サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、あらかじめ当行が指定した電話番号あてに送信を行い、入金指定口座の登録番号、支払指定口座の預金種目・口座番号、振込・振替金額、暗証番号その他の所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。当行は、入力された事項を依頼内容とします。

(3)当行が受信した暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、承認暗証番号および確認コードを使用端末機によって入力してください。

## 4. (振込・振替契約の成立等)

(1)依頼内容は、当行が受信した暗証番号、承認暗証番号(ホームユースの場合、端末の電話番号)(以下これらを「暗証番号」といいます。)と届出の暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。

(2)依頼内容が確定したときは、その旨の通知を依頼人に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)当行は、依頼内容確定時に、振込・振替資金、振込手数料(第10条第2項ただし書きの方法により支払うものを除きます。)その他資金移動サービスに関連して必要となる手数料(以下、「振込・振替資金等」といいます。)を預金通帳・払戻請求書(借入請求書)または小切手なしで、支払指定口座から自動的に引落します。

(4)振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落した時に成立するものとします。

(5)前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

## 5. (依頼内容の変更、組戻し)

(1)振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場

合には、次項に規定する組戻しの手続により取扱います。

①訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかるお届印(以下、「お届印」といいます。)により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2)振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、お届印により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。返却を受けるときは、当行所定の組戻金受領書にお届印により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

(3)前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(4)訂正依頼書または組戻依頼書に使用された印影とお届印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5)振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

#### 6. (取引内容の確認等)

(1)資金移動サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。

(2)資金移動サービスによる振替・振込の依頼後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳、定期預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。

万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店へ連絡してください。

(3)依頼人と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

#### 7. (通知サービス)

(1)通知サービスの取扱について、当行で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、送信者を依頼人とみなして、通知します。

(2)通知受信端末が電話の場合

通知時の受信方法を暗証入力方式以外で指定した場合、「どうぞ」と応答した者を申込者とみなして通知します。

(3)通知受信端末がFAXの場合

①通知時の受信方法を「自動受信」として申し込みの場合、依頼人指定の電話番号をコールし自動的に送信します。

②通知時の受信方法を「手動受信」として申し込みの場合、当行で受信した暗証番号が依頼人届出の暗証番号と一致した場合には、応答した者を依頼人とみなし送信します。

(4)振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更がある場合には、既に通知した内容について変更または取消します。

#### 8. (照会サービス)

(1)照会を依頼される場合は、当行が定めた電話番号あてに送信を行い、当行が定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を送信してください。

(2)当行で受信した照会口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号が、届出の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなし応答します。

(3)すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消します。

#### 9. (届出事項の変更)

(1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10. (手数料)

(1) 本サービス利用に際しては、当行所定の基本手数料をいただきます。基本手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

(2) 資金移動サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払については、当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。

(3) 第5条第2項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。

#### 11. (免責事項)

(1) 次の各号の事由により取扱の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

なお、資金移動サービスによる振替・振込依頼において、当行が振替・振込内容確認画面の最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容をお取引店に確認してください。

③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

(2) 本サービス利用の際送信された加入者番号、暗証番号、支払指定口座、受取人番号、端末の電話番号および確認コードと当行があらかじめ指定した加入者番号、受取人番号および確認コード、届出の暗証番号、端末の電話番号および支払指定口座番号との一致を確認して取扱いましたうえは、加入者番号、暗証番号等につき不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 12. (解約等)

(1) 本サービスの利用契約(以下、「この契約」といいます。)は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行が依頼人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。

① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき。

(4) この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

#### 13. (関係規定の適用・準用)

(1) この規定の定めのない事項については、普通預金(総合口座を含みます。)、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金、積立型定期預金の各預金規定、当座勘定ならびにカードローン規定、カードローン契約書、当座勘定貸越約定書により取扱います。

(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

#### 14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウエ

ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。  
(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
2020.4

6401-06